

第 7 1 回 生 駒 警 察 署 協 議 会

開 催 日 時	令和 7 年 7 月 17 日（木）午後 1 時 30 分から午後 2 時 50 分（80 分）	
開 催 場 所	生駒警察署 3 階研修場	
出 席 者	協 議 会 （定数 12 名）	大久保会長 大塚副会長 池本委員 生川委員 小林委員 竹内委員 西澤委員 伊藤委員 西田委員 柴田委員 以上 10 名
	警 察 署	署長 副署長 警務課長 会計課長 生活安全課長 刑事課長 交通課長 警備課長 地域係長 広報相談係長 以上 10 名
開 催 概 要	1 委嘱状の交付 2 会長選出 委員の互選により、大久保委員を会長に選出 3 副会長選出 会長の指名により、大塚委員を副会長に選出 4 生駒警察署協議会会長挨拶 警察署協議委員の役割は、警察署長から諮問される警察業務の運営方針に対して答申するほか、地域の安全に関して、意見や要望を述べるなどの任務が与えられている。生駒警察署と協力して、安全で安心して暮らせる生駒市を築いていきたいと考えているので、委員の皆様には忌憚のないご意見・ご要望をお願いしたい。 5 生駒警察署長挨拶 生駒警察署のスローガンとして、「市民の皆様に寄り添い、より丁寧な対応を目指すとともに、日々発生する事件・事故等に迅速に対応し、『生駒市に住んで良かった。』と言っていただける安全で安心して暮らせる生駒市の実現のために全力を尽くす」と掲げている。委員の皆様から頂く貴重なご意見は、今後の警察業務の運営に反映させたいと考えておりますので、本日も忌憚のないご意見をよろしくお願いしたい。犯罪の起きにくい社会を目指し、生駒市民の皆様が安心して暮らせる警察活動に取り組んでいくので、皆様のより一層のご支援、ご協力をお願いしたい。 6 議事 (1) 前回の諮問事項（広報に触れる機会の少ない方に対する特殊詐欺等対策に	

について)の答申に対する取組結果(説明:生活安全課長)

ア 取組の結果

令和7年1月27日から「生駒市特殊詐欺等多発警報」が発表され、警察の防犯情報を生駒市の情報インフラにのせることができ、より多くの市民に情報がいきわたることとなった。生駒市と連携し、積極的に情報発信したことで、令和7年6月末時点で特殊詐欺認知件数が5件、SNS型投資詐欺ロマンス詐欺は0件と大幅な減少に繋がった。

その他の取組として、

- ・ 生駒市のHP、SNS、デジタルサイネージ等に犯罪情報を掲載
- ・ 生駒市広報誌「いこまち」に犯罪情報を記載
- ・ コミュニティバスや公用車へ特殊詐欺被害防止マグネットシート貼付
- ・ 民生児童委員を活用した広報活動
- ・ 自治会回覧板への犯罪情報掲載
- ・ 訪問介護、ホームヘルパー職員を介した広報活動
- ・ 宅配弁当業者の車両に特殊詐欺被害防止マグネットシートを貼付、啓発チラシの配布
- ・ 奈良交通車内デジタルサイネージでの広告掲載
- ・ 奈良県警察安全・安心アプリ「ナポリス」の登録促進

を実施した。

イ 質問事項

【委員】回覧板などで警察の広報誌を見るが、数週間前の犯罪情報となっている。よりタイムリーに情報を受け取る手段はないか？

【警察】県警アプリ「ナポリス」が最もタイムリーに情報を提供できる。また、犯罪手口というものは日々変化していくが、しばらくするとまた同じ手口が流行する。少し古い手口であっても知識として知っておいてもらうことで被害防止に繋がると考えている。

(2) 諮問

「より優秀な人材確保に向けた警察官採用勧奨方策」について

(説明:警務課長)

令和6年度の警察官採用試験における競争倍率は約3.2倍と過去最低であった。より多くの若者に警察官を志望していただき、優秀な人材の確保に繋がる方策、効果的な広報施策についてご意見を頂きたい。

(3) 答申

諮問事項に対し、以下の答申がなされた。

- ・ 働きやすい職場であることをPR
- ・ 警察官の仕事紹介
- ・ SNSを用いた広報活動の推進
- ・ 年齢区分の引き上げ
- ・ 図書館などで、警察に関連する書籍を紹介掲示
- ・ インターンシップの導入

	・ 警察の怖いイメージを払拭 ・ 各種イベントでの広報活動 ・ 合同説明会に参加。就職サイト等の活用 ・ 高校（全校生徒）に対する勧奨活動の実施 7 その他の質問 【委員】交通事故総数が増えている原因は何か。 【警察】原因に関しては、はっきりと分からない部分があるが、重傷事故も発生していることから、速度取締の強化及び歩行者が事故の被害に遭わないよう取締りを実施し事故抑止に努めていく。 【委員】生活道路に関しても速度取締をしてもらえるか。 【警察】場所の問題はあるが、具体的な場所を教えてもらえれば対応は可能である。 8 議事録公開の可否 個人のプライバシーに係る部分を除いて公開とする。
そ の 他	次回協議会の開催予定 令和7年10月～11月頃（詳細は事務局が会長と調整、協議の上決定）